

三重県職員防災人材育成に係る標準教材作成業務委託 企画提案参加仕様書

1 事業名

三重県職員防災人材育成に係る標準教材作成業務委託

2 事業の目的

三重県では三重県防災対策推進条例（令和2年3月改正）第32条に基づき、三重県が講じなければならない人材育成に関する必要な措置の具体的な方向性を定めた「三重県職員防災人材育成指針」を令和元年度に策定した。本指針に基づき、三重県職員の防災人材育成を計画的に進めている。

そこで、職員一人ひとりが自分事として日常的に防災・減災に取り組み、発災後は人命の確保はもとより、被災者の早期の生活再建と地域社会のより良い復興を県民とともに成し遂げる資質を持てるよう、全ての職員に共通で必要となる能力の向上に資する研修カリキュラムを作成したうえで、防災対策部のみならず、各部局や各地域機関、各所属など様々な場で防災・減災について学ぶ環境を整えるため、「誰でも」「一定レベル」の研修を実施することができる標準的な教材を作成する。

3 事業の概要

本事業の業務内容は以下のとおり。

- (1) 防災教育事例、教育教材作成に関する資料の収集・整理
- (2) 職員向け研修カリキュラム及び教材の作成
- (3) 県への協力
- (4) 成果物の説明
- (5) 報告書等の作成
- (6) 打合せ協議

4 業務内容

別添「三重県職員防災人材育成に係る標準教材作成業務委託仕様書」に記載のとおり。

5 委託期間

契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで

6 契約上限額

4,824,600円（消費税及び地方消費税を含む）

7 企画提案者の参加資格

次に掲げる条件を全て満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (3) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (4) 三重県が賦課徴収するすべての税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

8 不適格事項

次のいずれかに該当するときは、その者の参加及び提案は無効とする。

- (1) 提案に参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 提案者が同一事項のコンペに対して二つ以上の提案をしたとき。
- (3) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (4) 参加に際して事実と反する申し込みや提案に際して談合等の不正行為があったとき。
- (5) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字に誤脱があったとき、又は識別しがたい見積、又は金額を訂正した見積をしたとき。
- (6) 契約上限額を越える金額で見積をしたとき。
- (7) 提出書類が提出期限を越えて提出されたとき。
- (8) 提案の選定に先立ち適否評価を行い、その結果「否」と判定されたとき。
(ただし、提出された提案数が少ない場合は適否評価を省略する場合がある。)
- (9) その他、契約担当者が予め指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

9 企画提案コンペの実施方法

(1) 選定

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を、「三重県職員防災人材育成に係る標準教材作成業務委託企画提案コンペ選定委員会（以下「選定委員会」という。）」において審査の上、最優秀提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

審査項目	審査内容
有効性	業務目的を達成するために、具体的かつ効果的なアプローチが検討されているか。
企画性	業務目的を達成するために、独自のアイデアが盛り込まれ、構想力のある提案内容となっているか。
計画性	業務の実施体制、業務スケジュール及び工程管理は適切に計画されているか。
明瞭性	成果品のまとめ方は、読み手にとって理解しやすく利活用しやすいものとなるよう考慮されているか。
業務遂行能力	業務の実施に資する技術的知見や実績を有し、当該業務を最後まで遂行する能力があると判断できるか。

(2) プレゼンテーションの実施

上記(1)の審査を行うにあたり、提案書の内容についてプレゼンテーションを以下のとおり行う。

- ア 手法 プレゼンテーションを収めた映像を選定委員会で視聴する。
また、当該プレゼンテーション映像に対する質疑は行わない。
※面接によるプレゼンテーションは行わない。
- イ 内容 プレゼンテーション映像は下記のとおり15分以下で作成すること。
・冒頭に会社名、プレゼンテーションを行う者の職・氏名を述べること。
・企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。
※プレゼンテーションは本業務の責任者又は業務担当者（予定者）が行うこと。
※面接によるプレゼンテーションを再現した状況の映像とすること。
- ウ 提出方法 プレゼンテーション映像は電子媒体（DVD-R）に保存して提出すること。

(3) 選定結果の通知

上記(1)の選定結果については、令和2年7月7日(火)までに各企画提案書の提出者に対し文書により通知する。

10 提出を求める企画提案資料

(1) 企画提案書 7部【正本1部、副本6部】

ア 様式

日本工業規格のA4版(A3版による折り込み可)、10頁まで。

※A3版の1頁は、A4版の2頁に相当するものとする。

※提案書の中で用いるフォントの大きさは12ポイント以上とすること。

イ 掲載内容

本業務の進め方及び業務実施上の留意点を記載すること。なお、以下の内容については必ず記載すること。

① 取組方針・業務の進め方

三重県職員防災人材育成指針を踏まえ、本業務全体の「取組方針」を示すとともに、事例収集・整理の方法や業務実施上必要となる確認事項などを含めた「業務の進め方」を記載すること。

② 研修カリキュラム・教材作成実施上の留意点

○研修カリキュラム・教材(「研修実施要領」・「説明用スライド」・「理解度チェック」)の完成イメージを示すこと。

○研修カリキュラム・教材の特徴として次の点を記載すること。

・「誰でも」「一定レベル」の研修を行うためのポイント

・研修効果を高めるためのポイント

③ 全体の業務スケジュール・実施体制

本業務を実施するための実施体制、責任者及び業務担当者の職・氏名・経歴、全体のスケジュールを記載すること。

(2) プレゼンテーション映像が保存された電子媒体(DVD-R) 1枚

プレゼンテーション映像のファイル形式はMP4とし、識別可能な範囲でファイルサイズを極力小さくすること。

(3) 見積書 2部【正本1部、副本1部】

ア 「3 事業の概要」に示す業務内容毎にそれぞれ詳細に計上すること。

イ 消費税及び地方消費税は内書きで記載すること。

(4) その他必要書類

ア 企画提案コンペ参加資格確認申請書(別紙:様式1) 1部
(添付書類)

法人にあっては、「登記簿謄本」又は「登記事項証明書」の写し 1部

個人にあっては、申請者の本籍地市町村長発行の「身分証明書」及び東京法務局発行の成年被後見人、被保佐人等について「登記されていないことの証明書」の写し 1部

但し、「三重県入札参加資格者名簿(建設工事関係)登録者」、「三重県物件等電子調達システム利用登録者」については、添付書類の提出を省略することができるものとする。

イ 会社の概要を説明する書類(別紙:様式2) 1部

ウ 会社概要パンフレット 7部

エ 契約実績証明書(別紙:様式3) 1部

過去5年の間で、国、都道府県又は市町村、民間において、職員を対象とした研修の実施やその教材作成を受託した契約実績について記載すること。

(5) 企画提案資料提出期限

令和2年6月16日(火) 17時必着

(6) 提出場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県防災対策部防災企画・地域支援課（三重県庁5階）

(7) 提出方法

上記(6)の場所へ持参又は郵送すること（メール及びファクシミリでの提出は受け付けない）。郵送の場合、提出期限必着とし、配達証明等により到着が確認できるようにすること。

11 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期限

令和2年5月29日（金）17時まで（必着）

(2) 質問の提出

ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法により行うものとし、15の担当部局へ提出の上、担当部局に受領確認すること。

(3) 質問に対する回答

令和2年6月2日（火）17時までに原則三重県ホームページに掲載する。

12 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額がないこと用）」
（税務署が過去6ヶ月以内に発行したもの、コピー可） 1部

(2) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6ヶ月以内に発行したもの、コピー可） 1部

13 契約方法等

(1) 「三重県会計規則」第65条第3項の規定により作成された予定価格の範囲内で、最も優れた提案を行った最優秀提案者と契約条件を協議のうえ委託契約を締結する。

(2) 契約方法に関する事項

ア 契約条項を示す場所は下記15の場所とする。

イ 契約保証金は契約金額の100分の10以上とする。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

ウ 契約書は2通作成し、三重県及び受注者の双方各1通を保有するものとする。なお、契約金額の表示は、消費税及び地方消費税を内書きで記載するものとする。

エ 契約書の作成に要する費用は、すべて受注者の負担とする。

(3) 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行うものとする。

(4) 契約代金の支払い方法、支払場所及び支払時期

契約内容の履行が完了し、検査に合格した後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に指定された金融機関へ振り込むものとする。

14 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 個人情報の保護
受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、三重県個人情報保護条例（平成14年3月26日三重県条例第1号）、個人情報保護条例施行規則（平成14年4月12日三重県規則第45号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めることとする。
なお、委託を受けた事務に従事している者もしくは従事していた者等に対しても、三重県個人情報保護条例第68条、第69条及び第72条の罰則規定が適用されるので留意すること。
- (3) 暴力団等排除措置要綱による契約の解除
契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (4) 不当介入による通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
ア 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 発注所属に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。イ 契約締結権者は、受託者が アの(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (5) 提出された企画提案書は返還しない。
- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する経費は、企画提案者が負担するものとする。
- (7) 提出された各資料については、特別な事情がない限り再提出は認めない。
- (8) 企画提案されたものは、見積書（上記10（3））の中ですべて実現できるものと判断します。
- (9) 提出された全ての書類は、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。
- (10) その他必要な事項は、三重県会計規則に規定するところによります。

15 担当部局

三重県防災対策部防災企画・地域支援課 担当 岸江
電話 059-224-2184 F A X 059-224-2199 E-mail bosai@pref.mie.lg.jp